令和元年台風第19号で被災された方々への義援金は、各都県の自治体や日本赤十字社、共同募金会などで受け付けられたあと、それぞれの都県庁に設置される義援金配分委員会を通じて被災者へ配分されます。

共同募金会や社会福祉協議会を通じてご寄付される場合、次の方法がありますので、あなたのご希望にそってご寄付ください。

寄付先の都県を指定しますか

 YES NO

 特定の被災都県を指定して寄付する 被災都県を限定しないで寄付する

 口座振込 現金 現金 口座振込

 銀行口座への振り込み 沖縄県共同募金会または 沖縄県共同募金会または

 [市町村社会福祉協議会](https://www.okishakyo.or.jp/%E5%B8%82%E7%94%BA%E6%9D%91%E7%A4%BE%E5%8D%94%E4%B8%80%E8%A6%A7/)で現金を寄付 [中央共同募金会](https://www.akaihane.or.jp/saigai-news/gienkin/7572/)の口座へ振り込み

[岩手県共同募金会](http://www.akaihane-iwate.or.jp/cgi-bin/news.cgi?f1=1571295184&f2=staff)



[宮城県共同募金会](http://akaihane-miyagi.or.jp/news/1985)

沖縄県共同募金会へ振込されるときは、左記の口座にて受け付けております。

同一銀行での窓口にて振込される場合に限り振込手数料が免除となります。

[福島県共同募金会](https://akaihane-fukushima.or.jp/publics/index/49/)

[茨城県共同募金会](http://www.akaihane-ibaraki.jp/?p=2207)

[栃木県共同募金会](http://akaihane-tochigi.or.jp/index.php?id=22#type001_22_28)

[群馬県共同募金会](http://www.akaihane-gunma.or.jp/news/typhoon19gunma/)

[埼玉県共同募金会](http://www.fukushi-saitama.or.jp/saitama00/AKAIHANE/2019saigai-gienkin.html)

[長野県共同募金会](https://www.akaihane-nagano.or.jp/20191016-2783)

[静岡県共同募金会](http://www.shizuoka-akaihane.or.jp/archive/03/03EEGRi001U79O.asp)

[神奈川県共同募金会](http://www.akaihane-kanagawa.or.jp/img/R1gienkinkanagawa.pdf)

【寄付金の税制優遇措置を希望される場合】

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に寄付先の義援金募集要綱を添えてご提出ください。

沖縄県共同募金会の口座への振込または県内の市町村社会福祉協議会の窓口で現金を寄付される場合は、税制優遇措置希望をお伝えください。後日、領収書をお送りします。

［該当する税制優遇措置］

・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当

・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当